

第6章 計画の推進体制



1 計画の推進体制

(1) 町民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政のみならず、教育・保育施設、学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関を含めて、社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、認定こども園、幼稚園、保育所等をはじめ、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業者、関係団体、関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携

子育てに関する町民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の子育てに関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者の方など地域のさまざまな子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

(3) 町民・企業等の参加・参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、町民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。計画について広報等により町民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、住民参加型のサービスの拡充など、地域による取り組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに町民及び企業等の参加・参画を推進します。

2 計画の進捗状況の管理・評価

本計画を推進するため、明和町子ども・子育て会議において、毎年度、計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価します。PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。また、点検・評価の結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施します。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、計画の中間年度（令和9年度）を目安として、計画の見直しを検討します。ただし、見直しを行った後の計画の期間は、当初の計画期間（令和11年度）までとします。